

さいたま市消防力整備計画（消防車両・人員整備計画）協議会設置要綱

（設置）

第1条　さいたま市の消防力の整備（消防車両・人員整備）に関する成果や将来の整備方針等について、専門的かつ多様な意見を聴取し、さいたま市を災害に強い都市とするため、さいたま市消防力整備計画（消防車両・人員整備計画）協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条　協議会は、委員5人以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 消防行政又は都市防災を研究し、識見を有する者
- (2) 地方公務員の定年引上げに関し、識見を有する者
- (3) 自治会又は消防関連団体の代表者から指名された者
- (4) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第3条　委員の任期は、委嘱の日からその日の属する翌年度の末日までとする。

2　委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び職務代理者）

第4条　協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

2　会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（協議会）

第5条　会長は、協議会を招集し、その議長となる。

2　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3　協議会の会議は、原則として公開とする。

（庶務）

第6条　協議会の庶務は、消防局総務部消防企画課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。